

五泉市総合計画市民まちづくり会議要綱

平成 18 年 8 月 7 日

五泉市告示第 27 号

(設置)

第1条 本市は、五泉市総合計画（以下「総合計画」という。）を策定するに当たり、市民の意見をこれに反映させるため、五泉市総合計画市民まちづくり会議（以下「まちづくり会議」という。）を置く。

(組織)

第2条 まちづくり会議は、委員35人以内をもって構成する。

2 委員は、本市の総合計画に関心があり、総合計画策定に取り組む意欲と情熱のある人のうちから市長が委嘱する。

(任期)

第3条 委員の任期は、委嘱の日から当該総合計画の策定の終了をもって終わるものとする。

(会長及び副会長)

第4条 まちづくり会議に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の中から市長が指名する。

3 会長は、会務を総理する。

4 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 まちづくり会議の会議は、会長が必要と認めるときに招集する。

2 まちづくり会議の会議においては、会長が議長となる。

3 まちづくり会議は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

4 まちづくり会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

5 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させることができる。

(部会)

第6条 総合計画の策定について部門別に協議及び検討するため、まちづくり会議に部会を置くことができる。

2 部会は、まちづくり会議の委員で構成する部会員で組織する。

3 第4条及び前条の規定は、部会について準用する。この場合において、これらの規定中「まちづくり会議」とあるのは「部会」と、「会長」とあるのは「部会長」と、「副会

長」とあるのは「副部会長」とする。

(庶務)

第7条 まちづくり会議の庶務は、企画政策課において処理する。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、まちづくり会議の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この告示は、平成18年8月7日から施行する。